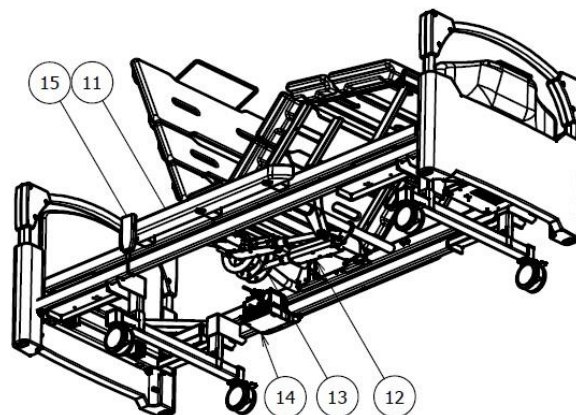


機械器具(01)手術台及び治療台
一般医療機器 汎用診断・処置用テーブル (JMDNコード:13958009)
2モーター電動スケールベッド

【警告】**＜使用方法＞**

- ・ 患者及び使用者の安全を守り、機器を正しく使用する為に、本書の記載事項に従うこと。
- ・ 患者及び使用者の手・指・身体の一部を機器の可動部や可動部の周辺に近寄らせないこと。
- ・ 可動の際は、すき間に患者及び使用者の手・指・体の一部が挟まれないようにすること。
- ・ あお向け以外の状態で角度調整は行わないこと。
[挟まれて人身事故の原因になります。]
- ・ 背もたれ、脚部を上げた状態で乗ったり、腰をかけたりしないこと。
- ・ キャスターのロックを行い、車輪を固定すること。
[転倒による人身事故や物損事故などの原因となります。]
- ・ 故障したときは、適切な表示を行い、修理は専門家に任せること。

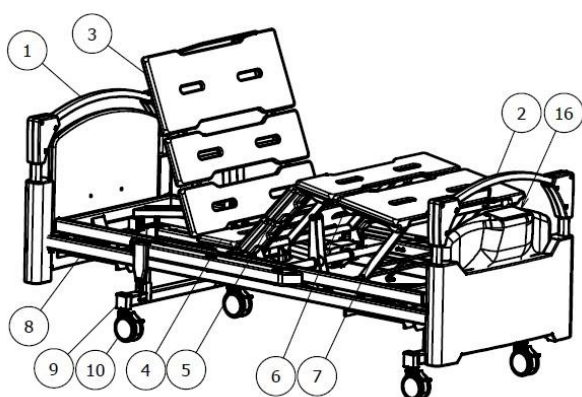
**【禁忌・禁止】****＜使用方法＞**

- ・ 一般家庭での介護用に使用しないこと。

＜次の行為の禁止＞

- ・ 機器の改造や分解など
- ・ 故障などの不具合状態での使用
- ・ 保守点検を行っていない状態での使用
- ・ 有機溶剤を含有する洗剤などでの清掃作業
- ・ 体重が 138kg 以上の人、もしくは複数の人を同時に乗せること

① ヘッドガード	⑨ シャーシフレーム
② フットガード	⑩ キャスター
③ 背ボトム	⑪ サイドガード受け
④ 腰ボトム	⑫ アクチュエーター(背)
⑤ 腿ボトム	⑬ アクチュエーター(脚)
⑥ 足ボトム	⑭ コントロールボックス
⑦ ステイサブ	⑮ ハンドスイッチ
⑧ メインフレーム	⑯ スケール表示器

【形状・構造及び原理等】**＜形状、構造＞****＜電氣的定格＞**

- ・ 定 格 電 圧 : AC100V
- ・ 定 格 周 波 数 : 50/60Hz

＜機器の分類＞

- ・ 電撃に対する保護の形式: クラス I 機器
- ・ 水又は微粒子物質の侵入に対する保護等級: IP54 又は IPX4

＜作動・動作原理＞

- ・ 本機器は、頭側、脚側に設置されている電動アクチュエーターにより、ボトムの背上げ並びに脚上げが可能である。

本製品には取扱説明書がありますので、必ず確認してください。

【使用目的又は効果】

診断・処置のために用いられるものである。
本体の背もたれ、脚の部分が、屈折する機能を持っている。

【使用方法等】

- ・ 任意の位置に設置し、キャスターを全てロックする。
- ・ 電源プラグを適切な電源コンセントに差し込む。
- ・ ベッドの背もたれ及び脚上げの角度調整はハンドスイッチで行う。
- ・ ハンドスイッチは、ボタンを押すと作動し、放すとその位置で止まります。
- ・ 診断・処置に合わせて、患者の姿勢を調整する。
- ・ スケール表示機による体重測定は、電源を入れ現在体重が 0.0kg の表示と安定マークの点灯を確認してから患者を乗せて操作を行ってください。

機器の詳細な操作方法及び使用方法については付属の取扱い説明書を参照してください。

取扱説明書のに基づき、各々の操作が確実に実施されることを必ず確認してください。

【使用上の注意】

- ・ 詳細については、取扱説明書を必ず読むこと。
- ・ 設置に際し、窓側との距離を十分に確保して、誤って窓の下落下しない場所に設置してください。
- ・ キャスターは、4 輪をすべてロックしてください。
- ・ ベッドの下にもぐりこんだり、ベッドの内側に頭や、腕、足などを入れないでください。
- ・ 強い衝撃などを与えますと、アクチュエーターや体重測定のセンサーの破損の原因となります。
- ・ 電源プラグは、交流 100V のコンセントに直接差し込んでご使用ください。
- ・ 変換プラグ、延長コードなどは使用しないでください。
- ・ 手動による背、脚下げ機構は、緊急時の特殊作業であり、必ず事前に患者を別のベッドなどへ移し、作業に精通している2名以上の病院の方に限って実施してください。
- ・ 液体(水・薬品・洗剤など)がかかった場合、速やかに拭き取ってください。

【保管方法及び有効期間等】

＜保管の条件＞

- ・ 温度：10～40℃
- ・ 湿度：30～70%

＜使用時間＞

- ・ 連続使用時間：2 分運転、18 分休止

＜耐用期間＞

- ・ 本機の耐用期間は 5 年[自己認証(当社データ)による]
- ・ アクチュエーター、コントロールボックス、ハンドスイッチ、キャスターなどは使用環境によって異なります。

【保守・点検に係る事項】

＜使用者による保守点検事項＞

- ・ 取扱説明書の日常の確認事項とお手入れ及び保守に従ってください。

＜業者による保守点検事項＞

- ・ 使用している本機器の性能、信頼性を保つため、定期的に業者によるメンテナンスと点検を行ってください。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者

株式会社タチエスH&P

住 所：〒198-0025 東京都青梅市末広町1-7-8

T E L：0428-30-1920

製造業者

株式会社タチエスH&P

住 所：〒198-0025 東京都青梅市末広町1-7-8

本製品には取扱説明書がありますので、必ず確認してください。